

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

令和2年10月9日
文化庁著作権課**第61回WIPO加盟国総会結果概要**1. 日程

令和2年9月21日（月）～9月25日（金）

2. 経緯等

WIPO加盟国総会は、WIPO全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会は、感染症対策のため、対面形式参加（各国2名まで）とオンライン形式参加を併用して開催され、マラケシュ条約及び北京条約に関する加盟国会合等が行われた。なお、今回は取り扱う議題を絞って開催することとなり、著作権等常設委員会（SCCR）の報告等の議題は扱われなかった。

3. 結果概要（著作権関連の議題のみ）（1）マラケシュ条約について

マラケシュ条約の加盟状況（報告書作成時点で69カ国・地域加盟）等に関する報告が事務局からなされ、我が国からは、2019年に同条約が国内で発効してから実際に他国との間で利用しやすい形式の複製物が輸出入された事例が現れてきている旨、及び、マラケシュ条約のさらなる加盟国増加を期待する旨の発言を行った。

（2）北京条約について

本年4月28日に北京条約が発効したことを受けて北京条約総会が立ち上げられたところ、北京条約総会の事務的手続き規則に関する提案と北京条約の加盟状況（報告書作成時点で33カ国加盟）等に関する報告が事務局からなされた。提案は異論なく承認され、我が国からは、加盟国拡大に向けた関係者のこれまでの努力に謝意を示すとともに、さらなる加盟国増加を期待する旨の発言を行った。

（3）臨時総会の開催について

今回の会合で扱われなかった議題を取り上げるための臨時総会を2021年前半に開催することが提案され、大筋で了承された。

4. その他の動向（新事務局長就任）

本年3月に行われた事務局長選挙で当選したダレン・タン氏（元シンガポール知財庁長官）が10月よりWIPO事務局長に就任した。任期は2026年9月まで。

他の高位幹部の任期は2020年末まで臨時で延長されている。次期高位幹部は12月に開催される調整委員会において決定される予定。

第2回知的財産と人工知能に関する対話 結果概要

1. 日程

令和2年7月7日（火）～7月9日（木）

2. 概要

規範設定ではなく情報共有を目的とした会議であり、今回は感染症拡大を受けてオンライン形式で開催された。参加者は、WIPO加盟各国の他、NGO、企業、研究者等であり、1,000人以上の参加があった。

3. 各論

議論は事務局が準備したイシューペーパー（参考資料6）を基に行われた。当該ペーパーにおいて具体的な質問が例示されているが、必ずしもこれらへの回答が発言者に求められるものではなく、各国の取り組んでいる施策に関する情報共有や主張したい点について発言がなされた。

著作権に関しては、以下の論点が挙げられている。

(Issue 7) 著作者と所有者

- ・ AI 創作物に著作権又は類似のインセンティブの仕組みは必要か？
- ・ AI 創作物に著作権が与えられる場合、著作権は誰に与えられるべきか？

等

(Issue 8) 著作権侵害と例外

- ・ 著作物に含まれているデータを許諾なく機械学習に利用することは著作権の侵害とすべきか？
- ・ 著作物に含まれるデータの機械学習への無許諾利用はどのように発見され権利行使されるか？

等

(Issue 9) ディープフェイク

- ・ 著作権は、ディープフェイクを規制するために適切な手段であるか？
- ・ ディープフェイクは著作権の対象となりうるデータに基づいて作られているところ、ディープフェイクは著作権を享受すべきか？

等

(Issue 10) 一般政策課題

- ・ AI のイノベーションよりも著作権制度や人間の創作の尊厳の維持を促進する、あるいはその逆であるような想定されるべき社会政策の序列は存在するか？
- ・ AI は短時間に大量の作品を生成する可能性を持っているが、AI 創作物は著作権の領域に属するよりも、パブリックドメインに属するかあるいは別の権利を享受すべきだろうか？

等

4. 今後の予定

次回は、令和2年11月4日に開催予定。議題は、第2回で取り上げられなかった、定義 (Issue 1)、商標 (Issue 13)、能力開発 (Issue 15)、知財行政における AI 判断の説明可能性 (Issue 16) が予定されている。